

## 1 目的

「川崎市耐震改修促進計画」（以下「促進計画」という。）に定めた住宅の耐震化率の目標（令和7年度までに98%）の達成に向け、木造住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、改修事業者の技術力向上、市民への周知・啓発等の充実を図ることが重要である。

このため、川崎市木造住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）は、市が実施する木造住宅耐震化に係る取組について、その進捗状況を把握・評価するとともに、取組の見直し、改善を図ることで住宅の耐震化を推進していくことを目的とする。

## 2 位置付け

このアクションプログラムは、川崎市耐震改修促進計画に位置付けるものとする。

## 3 取組内容・目標・実績

	令和6年度取組内容	令和6年度目標
計画	<p>&lt;財政的支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧耐震基準の木造住宅に対する耐震診断士の派遣を実施</li> <li>・旧耐震基準の木造住宅の耐震改修工事にかかる費用の一部助成を実施</li> </ul> <p>&lt;普及啓発等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅所有者に対する直接的な耐震化促進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会回覧チラシやダイレクトメール等による啓発を実施</li> <li>・建築士による出張無料相談会の実施</li> </ul> </li> <li>○耐震診断実施者に対する耐震化促進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震診断結果報告時に耐震改修の説明等実施</li> <li>・過去の耐震診断実施者に対するダイレクトメールの送付、専門家派遣による個別訪問の実施</li> </ul> </li> <li>○改修業者等の技術力向上及び住宅所有者から事業者等への接触が容易となる取組                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震診断士及び耐震改修施工者に対する木造住宅耐震診断士・耐震改修施工者登録講習会の実施</li> <li>・耐震診断士・耐震改修施工者登録名簿の作成・公表</li> </ul> </li> <li>○耐震化の必要性に係る周知・啓発                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌等での周知、パンフレット配布、防災イベントへの出展</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木造住宅耐震診断士派遣件数：250件</li> <li>・木造住宅耐震改修助成件数：50件</li> </ul> <p>前年度までの実績</p> <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木造住宅耐震診断士派遣件数：142件</li> <li>・木造住宅耐震改修助成件数：28件</li> </ul> <p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木造住宅耐震診断士派遣件数：180件</li> <li>・木造住宅耐震改修助成件数：15件</li> </ul> <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木造住宅耐震診断士派遣件数：211件</li> <li>・木造住宅耐震改修助成件数：25件</li> </ul>
	前年度(令和5年度)の取組実績	前年度(令和5年度)の課題
自己評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木造住宅耐震診断士派遣：211件</li> <li>・木造住宅耐震改修助成：25件</li> <li>・ダイレクトメールによる啓発を実施：約8,100戸</li> <li>・木造住宅耐震診断士・耐震改修施工者登録講習会の実施</li> <li>・耐震診断士・施工者登録名簿の公表</li> <li>・防災イベントへの出展：年5回</li> <li>・パンフレット配布等での周知</li> </ul>	<p>耐震化率の向上に向け、市民の耐震化に対する関心を高めるとともに、耐震診断後、耐震化まで着実につなげる必要がある。</p> <p>改善策</p> <p>ダイレクトメールの送付による個別周知や専門家派遣、出張相談会実施による相談体制の強化などにより、さらなる周知啓発を行う。</p>